

## 家畜衛生情報

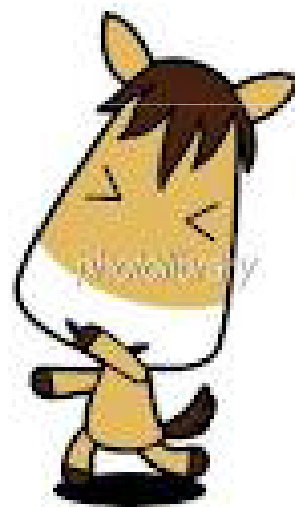
# 輸入馬で馬インフルエンザ 摘発！

平成24年3月15日、ベルギーとドイツから輸入され、動物検疫所(成田支所)で係留中であった13頭の中に、馬インフルエンザの検査で陽性反応があるものを摘発。

今後、係留を延長などして検査・観察を続け、全頭の異常が無いことを確認後、解放の方針。

日頃から「飼養衛生管理基準」を遵守して、以下の事項に注意し、病気の侵入を防ぎましょう！

- ・ 馬インフルエンザワクチンを適切に接種する。
- ・ 厩舎の出入りの際には消毒を徹底する。
- ・ 馬具の共用は避ける。
- ・ 競技など馬が集合する行事開催時には健康観察を徹底する。
- ・ 海外の馬関連施設に立ち入った場合には、使用した作業着などは、国内では使用しない。
- ・ 海外の馬関連施設に立ち入った場合には、帰国時に動物検疫所カウンターに立ち寄り、必要な指導を受ける。



異状があれば、すぐに市村、獣医師または家畜保健衛生所に知らせて下さい。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp